

「ものづくりソフィア会」会則

第1条 名称

この会は「ものづくりソフィア会」と称する。

英語表記 : Monozukuri Industry Alumni Association For Sophians

略称 : MAAS

第2条 事務局

岐阜県大垣市林町6-80-272 (幹事長住所)

第3条 目的

ものづくり関連産業で活躍する上智大学卒業生が集い、時事的な話題についての意見交換、技術談義を通して切磋琢磨し、また当会の企画、遂行する事業を通して母校との繋がりと共栄を図り、産学連携推進の一翼を担うことを目的とする。

第4条 事業

この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会員相互の交流会・研究会・講演会の開催。
- 2) 産学連携の推進に対する支援
- 3) 上智大学ものづくり教育に対する支援
- 4) 上智大学在学生の就職相談・支援
- 5) メールニュースの発行
- 6) その他目的達成のために必要な事業。

第5条 会員の資格

この会は、役員会の承認を得た、正会員、特別会員・準会員をもって組織する。

- 1) 正会員 : 上智大学卒業生および上智大学大学院修了生。
- 2) 特別会員 : 上智大学教職員および上智大学教職員退任者。その他、会員の推薦があり、役員会の承認を得た者。
- 3) 準会員 : 上智大学および上智大学大学院在学学生。

第6条 役員

本会に次の役員、ソフィア会代議員を置く。

会長 1名

副会長 3名以内

監事 1名

顧問 若干名 (名誉顧問を含む)

代議員 1名

第7条 役員の職務

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、役員会の議長となる。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時は会長の職務を代行する。なお、副会長が複数名存在する場合は、会長の指名した順序に従い、その任務を遂行する。
- 3) 役員は役員会の構成メンバーとして、重要事項の決定に参画する。
- 4) 本会運営機能として、総務幹事、会計幹事、広報幹事をおき、幹事長はこれを統括する。各幹事においては、総務幹事にて会則改廃案作成、会合の準備、会計幹事にて財務管理、決算書作成、広報幹事にて会合案内、開催報告などを主たる任務とする。
- 5) 監事は会計を監査する。
- 6) 顧問は重要事項につき会長の諮問に応じ、役員会において意見を述べる事が出来る。

第8条 役員の選任

役員は役員会において選任し、会員大会で承認する。

第9条 役員、ソフィア会代議員の任期

- 1) 役員の任期は2年とし、最長2期とする。
- 2) 欠員が生じた場合に、補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選出された役員の任期は他の在任役員の任期と同じとする。

第10条 機関

本会は次の機関をおく。

- 1) 会員大会
- 2) 役員会
- 3) 事務局

第11条 会員大会

会員大会において、会長は会務を報告する。

- 1) 会員大会は、原則として毎年5月に定例会として会長が招集して開催する。
- 2) 臨時会員大会は、会長が必要と認めた時、又は正会員の半数以上の書面による請求があった時、会長が招集する。
- 3) 前項の通知はソフィア会ホームページ・メールニュース またはその他の方法で行う。

第12条 会員大会の審議事項

会員大会は、次の各号の審議を行う。

- 1) 会則の改廃案作成
- 2) 会長の選任
- 3) 決算書の承認

- 4) 会計監査員の選任
- 5) 会員の除名
- 6) 会長あるいは役員会が必要と認めた事項
- 7) 第11条により、正会員半数以上の書面による請求があった事項

第13条 会員大会の議事運営

- 1) 会員大会の議長は、出席正会員中から互選によって選任される。
- 2) 会員大会の議決は出席正会員の過半数をもって行う。

第14条 役員会

- 1) 役員会は、会長、副会長、幹事長、幹事、顧問にて構成する。
- 2) 役員会は、会員大会の議決に基づき、本会の会務を処理する。

第15条 事務局

- 1) この会の事務を処理するため事務局をおく。
- 2) 事務局は幹事長以下4人で幹事会を構成し、幹事会が担う。

第16条 名誉顧問

この会に名誉顧問をおくことができるものとする。

第17条 資金

- 1) この会の運営に必要な資金は次の収入でまかなう。
 1. 終身会費
 2. 各種会合参加費
 3. 寄付金
 4. その他の収入
- 2) 会員は、終身会費として7,000円支払う。

第18条 資産の保管および運用

この会の資産の保管および運用は、役員会の決議を得て財務幹事が行う。

第19条 会計年度

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

付則 この会則第2版は、平成28年5月29日から施行する。

以上